

東京警察病院感染対策指針

1. 基本理念

東京警察病院では良質な医療を提供するため、医療関連感染の発生を未然に防止するとともに、発生した感染症に速やかに対応し拡大させないよう院内感染管理体制を確立します。

2. 院内感染対策のための組織・体制

院内感染対策委員会は、病院長および各専門分野、部署の代表から構成され、院内の感染状況や感染防止活動を把握し感染制御に関する事項を討議し決定します。

感染制御対策室は病院長直属の機関であり、室長（医師）、感染対策専従者（看護師等）、抗菌薬適正使用支援専従者（薬剤師）が所属し、感染制御対策のための実働組織である感染対策チーム（ICT）と抗菌薬適正使用の監視や助言を行う抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を統率し独立した権限を保有しています。

3. 従事者（職員）研修及び教育に関する基本方針

東京警察病院の職員は病院勤務者に必要な感染防止行動、感染制御対策に関する教育研修を年2回以上受講する義務を有します。

4. 院内感染対策の推進業務

- ・院内感染発生の常時監視および定期的サーベイランスの実施
- ・院内の感染防止対策の実施状況の確認と指導
- ・院内巡視による感染対策の問題点の抽出とその改善
- ・感染防止対策に関する啓発活動
- ・職員を感染から護る方策の立案と実施（ワクチン接種等）
- ・感染症法に定められた感染症発生時の対応と指導
- ・患者様および職員に対する感染症関連情報の提供と説明